

数量公開用図書

設計	令和8年4月

工事名称 火葬場外壁タイル点検補修工事（V期）

工事場所 帯広市川西町西2線25番地13

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

設計説明

- 1 工 期 契約上の着工日から令和 8 年11月25日まで
- 2 仕 様 書 別紙「特記仕様書」による。

設計概要

- 1 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2階建
建築面積 2,453.27㎡
- 2 工事概要 外壁タイルの調査及び剥落防止改修 446㎡

(工事価格) _____)
(_____)
(_____)

火葬場外壁タイル点検補修工事（Ⅴ期）

特記仕様書

令和 8 年 4 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第1章 一般共通事項

○ 新営工事特記仕様書

○ 第2章 仮 設 工 事

○ 第3章 土 工 事

○ 第4章 地 業 工 事

○ 第5章 鉄 筋 工 事

○ 第6章 コンクリート工事

○ 第7章 鉄 骨 工 事

○ 第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

○ 第9章 防 水 工 事

○ 第10章 石 工 事

○ 第11章 タイル工事

○ 第12章 木 工 事

○ 第13章 屋根工事及びとい工事

○ 第14章 金 属 工 事

○ 第15章 左 官 工 事

○ 第16章 建 具 工 事

○ 第17章 カーテンウォール

○ 第18章 塗 装 工 事

○ 第19章 内 装 工 事

○ 第20章 ユニット及びその他工事

○ 第21章 そ の 他

● 改修工事特記仕様書

● 第2章 仮 設 工 事

● 第3章 防水改修工事

● 第4章 外壁改修工事

○ 第5章 建具改修工事

○ 第6章 内装改修工事

○ 第7章 塗装改修工事

○ 第8章 耐震改修工事

○ 第9章 環境配慮改修工事

○ 第10章 屋 根 工 事

○ 第11章 そ の 他

○ 建具工事特記仕様書

○ 第2章 建 具 工 事

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市川西町西2線25番地13

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	帯広市火葬場	RC造 2階建	2,453.27	m ²	建築面積
○			2,309.59	m ²	延床面積
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約締結の翌日から 令和 年 月 日まで

5. 別途工事

6. 施工区分（分離発注の場合のみ記入）

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填		○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
バルコニー・ルーフ等 排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

II 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。
 - ・●印の付かない場合は、*印をつけたものを適用する。
 - ・●印と⊙印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の予定の有無 ○有 *無
5. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。
 - ・ 施設を運用しながらの工事になるため、音の出る作業は基本的に15時以降に行うこと。
 - ・ 友引及び施設利用の予約がない時間帯は、監督員や施設管理者と協議の上作業が可能。
 - ・ タイルの補修範囲に関しては、調査結果をもとに監督員と協議の上、決定すること。
 - ・ 外壁タイルの剥落防止保証期間は10年間とする。
 - ・ 「火葬場4号炉大型化(セラミック化)改修工事」や「火葬場煙突用断熱材石綿対策工事」が同時期に発注予定であり、施工範囲が一部重複する箇所があることから、関係者間で情報を共有し、必要に応じて仮設方法等を柔軟に対応すること。

● 第 1 章 一般共通事項															
項 目	特 記 事 項														
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）														
▶ 2. 環境への配慮	<p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の7. から9. を満たすものとする。</p> <p>7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、J I S又はJ A Sに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。</p> <p>4. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。</p> <p>9. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／M D F／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤</p> <p>(2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。</p> <p>(3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。</p> <p>4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やV O C測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。</p> <p>(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。</p> <p>【測定対象化学物質の種類及び指針値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08 ppm（100 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07 ppm（260 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05 ppm（200 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.085 ppm（370 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>ステレン</td> <td>0.05 ppm（220 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>0.04 ppm（240 μg/m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※パラジクロロベンゼンは文部科学省大正建築物のみ適用</p>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	ホルムアルデヒド	0.08 ppm（100 μg/m ³ ）	トルエン	0.07 ppm（260 μg/m ³ ）	キシレン	0.05 ppm（200 μg/m ³ ）	エチルベンゼン	0.085 ppm（370 μg/m ³ ）	ステレン	0.05 ppm（220 μg/m ³ ）	パラジクロロベンゼン	0.04 ppm（240 μg/m ³ ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
ホルムアルデヒド	0.08 ppm（100 μg/m ³ ）														
トルエン	0.07 ppm（260 μg/m ³ ）														
キシレン	0.05 ppm（200 μg/m ³ ）														
エチルベンゼン	0.085 ppm（370 μg/m ³ ）														
ステレン	0.05 ppm（220 μg/m ³ ）														
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm（240 μg/m ³ ）														

	<p>濃度測定 ○ 行う ○ 行わない 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。 測定回数 * 1回 ○ 2回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。 測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。</p> <p>分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。</p>
▷ 3. 地域材の優先使用	<p>本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。</p>
▷ 4. 合法木材の使用	<p>木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p> <p>また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。</p>
▶ 5. 特別な材料の工法	<p>設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。</p>
▶ 6. 品質計画	<p>建築基準法に定められた区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風 速 ($V_0 = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	<p>工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。 完成写真は、監督員と協議すること。</p>
▶ 8. 技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合は「技能者選定通知書」の提出を省略できる。</p> <p><職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウエルポイント施工、建具製作、畳製作</p> <p>(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。</p>

	<p>(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。</p>
<p>▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等</p>	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。</p> <p>(1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。</p>
<p>▶ 10. 交通安全管理</p>	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは、速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</p>
<p>▶ 11. 工事完成時の提出図書等</p>	<p>工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。</p> <p>(1) 完成図 * 作成する ○ 作成しない ・ 縮小版製本（A3二つ折り） ○ 2部 ● 3部 ・ 100%製本 ○ 1部 ・ 別途工事分完成図について ○ まとめる ○ まとめない ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） CD-R等による提出 ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し</p> <p>(2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ___部）</p> <p>(3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">指導案内書 A4判カラーを標準 2部（住宅営繕課1＋施設1） 同上データ CD-R等による 1式</p> <p>(4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。</p>
<p>▶ 12. 高度技術・創意工夫</p>	<p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>
<p>▷ 13. 電力基本料金</p>	<p>本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ○ 別途</p>

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量の確認のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

1. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 縮減 <input type="radio"/> 現場で使用
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	がれき類
処理区分	<input checked="" type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先： (有)中札内運輸
	片道運搬距離 (21 km)
種 類	廃プラスチック類
処理区分	<input checked="" type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先： (有)タナベ
	片道運搬距離 (12.4 km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業 者 名	(○ ○ ○ ○ ○)
許 可 番 号	× × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

4. 分析調査

- 行う ○ 行わない

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。

(7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

4. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
▷ 18. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
▷ 19. 防寒養生	ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。
▶ 20. 季節労働者などの雇用	<p><工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事</p> <p>防寒養生は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 養生期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>ただし、上記期間外において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。</p> <p>なお、寒中コンクリートの適用期間については、建築工事監理指針第6章第11節 表6.11.1による。</p> <p>(2) 養生方法</p> <p>7. 仮囲 ○ 上家仮囲 ○ 側仮囲</p> <p>1. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖</p> <p>工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。</p>
▶ 21. 火災保険等	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱いは次による。</p> <p>(1) 付保する保険</p> <p>工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。</p> <p>なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p> <p>(2) 保険金</p> <p>原則として請負代金額とする。</p> <p>(3) 保険の期間</p> <p>保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。</p> <p>工事着手日 ~ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。</p> <p>完成引渡し ~ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事</p> <p>次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。</p> <p>(ア) 解体、撤去、分解又は片づけ工事</p> <p>(イ) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更</p> <p>保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出</p> <p>保険契約を締結（変更を含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議</p> <p>この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>

▶ 22. 法定外の労災保険の付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

- (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。
- (2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。
- (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 23. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 24. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

- (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

ア. 快適トイレに求める標準仕様

(ア) 洋式（洋風）便器

- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）

- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）

- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- (ウ) サニタリーボックス

- (エ) 鏡付きの洗面台

- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品

ウ. 推奨する仕様、付属品

- (ア) 便房内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）

- (イ) 擬音装置

- (ウ) 着替え台

- (エ) フラッパー機能の多重化

	<p>(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (カ) 小物置き場等（トイレトーパー予備置き場） (3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意すること。 7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。 4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。</p>
▶ 25. 建設業退職金共済制度	<p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p>
▶ 26. 工事標識	<p>受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">工 事 名</p> <p style="text-align: center;">工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発 注 者 帯 広 市</p> <p style="text-align: center;">監 理 帯 広 市 都 市 環 境 部 都 市 建 築 室 住 宅 営 繕 課</p> <p style="text-align: center;">受 注 者</p> </div>
	<p style="text-align: center;">1,800</p> <p style="text-align: center;">注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地</p>
▶ 27. 工事实績情報の登録	<p>受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）</p>
▶ 28. 施工体制台帳の整備	<p>建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。</p>
▶ 29. 共同企業体編成表の提出	<p>本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。</p>
▶ 30. 完成施設事後調査実施	<p>帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。</p>
▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	<p style="text-align: center;">○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査</p> <p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。</p>

▷ 32. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▶ 33. 週休2日工事

- (1) 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

- (3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間の全体を通した期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

- (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

- (5) 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

- (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

- (7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。

	<p>(8) 補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。</p> <p>なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。</p> <p>(9) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>(10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>(11) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。</p>
<p>▶ 34. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間</p>	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申し出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。</p> <p>不明な点については、監督員と協議すること。</p>
<p>▷ 35. 電子納品、情報共有システムの活用</p>	<p>本工事は、電子納品、情報共有システム活用の対象工事である。活用にあたっては、監督員と協議の上、「営繕工事電子納品要領」（平成24年3月12日付け国営施第25号）及び「電子納品運用ガイドライン」に基づき、情報共有システムを活用し、完成図書を電子納品すること。</p>

第2章 仮設工事

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)の章・節・項を示す

項目	特記事項																													
▶ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) <input type="radio"/> 設ける (設置範囲: 図示) * 設けない																													
▶ 2. 足場等	(2) 防音シート <input type="radio"/> 設ける (設置範囲: 図示) * 設けない (3) 壁つなぎ処理(高性能真空掃除機併用) <input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない (1) 内部足場 <input type="radio"/> 脚立足場 <input type="radio"/> 枠組棚足場 <input type="radio"/> ローリングタワー (2.2.1) (2) 外部足場 <input checked="" type="radio"/> 設置する <p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省令和5年12月改定)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> (3) 災害防止 (2.2.1) <input checked="" type="radio"/> 工事中シート(メッシュ) (<input type="radio"/> 防災Ⅰ類 <input checked="" type="radio"/> 防災Ⅱ類) <input type="radio"/> 工事中シート(帆布製) (<input type="radio"/> 防災Ⅰ類 <input type="radio"/> 防災Ⅱ類) <input type="radio"/> 養生防護棚 <input type="radio"/> 金網張 <input checked="" type="radio"/> 金網式養生枠 (4) 材料、撤去材等の運搬方法 (表2.2.1) <input type="radio"/> A種(二本構リフト等) <input type="radio"/> B種(トラッククレーン等) <input type="radio"/> C種(既存EV利用) <input type="radio"/> D種(既存階段) <input type="radio"/> E種(登り桟橋等)																													
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生 (2.3.1) * 行わない <input checked="" type="radio"/> 行う 養生方法 * ビニルシート <input type="radio"/> _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管場所等 * 行わない <input type="radio"/> 行う 養生の方法 * ビニルシート <input type="radio"/> _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動 * 行わない <input type="radio"/> 行う 移動場所 _____																													
▷ 4. 仮設間仕切り	(1) 仮設間仕切りの種別 (2.3.2)(表2.3.1) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>材質</th> <th>充填材</th> <th>塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="radio"/> A種</td> <td><input type="radio"/> 木下地</td> <td>* せっこうボード(* 9.5 <input type="radio"/>)</td> <td>厚さ mm</td> <td><input type="radio"/> 片面</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td><input type="radio"/> 合板 (* 9.0 <input type="radio"/>)</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>* <input type="radio"/> C種</td> <td><input type="radio"/> 単管下地</td> <td><input type="radio"/> 全面シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* <input type="radio"/> 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 鋼製扉</td> <td><input type="radio"/> 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> (2) 設置箇所 * 図示	種別	下地	材質	充填材	塗装	<input type="radio"/> A種	<input type="radio"/> 木下地	* せっこうボード(* 9.5 <input type="radio"/>)	厚さ mm	<input type="radio"/> 片面	<input type="radio"/> B種	* 軽量鉄骨	<input type="radio"/> 合板 (* 9.0 <input type="radio"/>)	—	* 無し	* <input type="radio"/> C種	<input type="radio"/> 単管下地	<input type="radio"/> 全面シート	—	—	仮設扉	* <input type="radio"/> 木製扉	* 合板張り程度	—	—	<input type="radio"/> 鋼製扉	<input type="radio"/> 片面フラッシュ程度	—	—
種別	下地	材質	充填材	塗装																										
<input type="radio"/> A種	<input type="radio"/> 木下地	* せっこうボード(* 9.5 <input type="radio"/>)	厚さ mm	<input type="radio"/> 片面																										
<input type="radio"/> B種	* 軽量鉄骨	<input type="radio"/> 合板 (* 9.0 <input type="radio"/>)	—	* 無し																										
* <input type="radio"/> C種	<input type="radio"/> 単管下地	<input type="radio"/> 全面シート	—	—																										
仮設扉	* <input type="radio"/> 木製扉	* 合板張り程度	—	—																										
	<input type="radio"/> 鋼製扉	<input type="radio"/> 片面フラッシュ程度	—	—																										
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 (2.4.1) <input type="radio"/> 設ける * 設けない (* 10㎡ <input type="radio"/> 20㎡ <input type="radio"/> 35㎡ <input type="radio"/> 65㎡ <input type="radio"/> 100㎡)程度 (2) 設備、備品等は監督員との協議による。																													
▶ 6. 工事用便所	* 設ける <input type="radio"/> 設けない																													
▶ 7. 工事用水	構内既存の施設 <input type="radio"/> 利用できる(* 有償 <input type="radio"/> 無償) * 利用できない																													
▶ 8. 工事用電力	構内既存の施設 <input type="radio"/> 利用できる(* 有償 <input type="radio"/> 無償) * 利用できない																													
▶ 9. 指定仮設	* 仮設計画図による。																													

▶ 10. 交通誘導警備員	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。</p> <p>なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。</p> <p>配置位置 * 図示 警備員詰所 (○ 設ける * 設けない)</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路(路線)</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(DID)内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。</p> <p>交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分	市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A	北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分							
市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A							
北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
▶ 11. 清掃員	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。</p>							

● 第3章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 降雨等に対する養生方法	(1) 3.1.3(5)(ア)~(ウ)による。 (3.1.3)
▶ 2. ルーフドレン回りの処理	(1) 改修用ドレン (3.2.5) (P0AS、P0ASI、P0D、P0DI、P0S、P0SI、P0X工法の場合) * 設ける ○ 設けない
▶ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6)
	(2) POS工法及びP0SI工法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 (3.2.6) * 3.2.6による ○ _____
	(3) 架台回り等の取付け部及び防水層末端部等の納まり部の処理 (3.2.6) * 図示 ○ 監督員と協議
▶ 4. 既存防水層表面の仕上げ塗装	* 除去する ○ 除去しない (3.2.6) (M4AS、M4ASI、M4C、M4DI、L4X工法の場合)
▶ 5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。
▶ 6. アスファルト防水	(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示
	(2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 表3.3.3、表3.3.4、表3.3.8及び表3.3.9による ○ 図示
	(3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2) 材質: * アルミニウム製 ○ _____ 形状: * L-30×15×2.0mm程度 ○ _____
	(4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ: (3.3.2)

種類	厚さ(mm)
* JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA(スキン層付き)	○ 30 ○ 50 ○ 100

(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ (3.3.2)

種類	厚さ(mm)
* JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡プラスチック断熱材 ○ ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____) ○ 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____)	○ 30 ○ 50 ○ 100
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く JIS A 9521の規格に準ずるもの	

(6) 絶縁用シート (3.3.2)

7. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法

* ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上又はフラットヤーンクロス(70g/㎡程度)

○ _____

イ. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法

* フラットヤーンクロス(70g/㎡程度) ○ _____

(7) 保護コンクリート (3.3.2)(8.11.1)

ア. コンクリートの種類 * 普通コンクリート ○

イ. 設計基準強度(F_c) * 18N/mm² ○ _____ N/mm²

ウ. スランプ * 15cm ○ 18cm

(8) 立上り部の保護材料 (3.3.2)

○ コンクリート ○ れんが ○ モルタル押え(屋内) ○ 乾式保護材
製造所の仕様による

(9) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.3.3)(表3.3.3~10)

施工部位	工 法	種 別	立上り部における 保護工法
	○ P1B	○ B-1 * B-2 (表3.3.3)	工法: ○ 図示 ○ _____
	○ P1BI	○ BI-1 * BI-2 (表3.3.4)	
	○ P2AI	○ AI-1 * AI-2 ○ AI-3 (表3.3.5)	
	○ P2A	○ A-1 * A-2 ○ A-3 (表3.3.6)	
施工部位	工 法	種 別	仕上塗料
	○ M4C	○ C-1 * C-2 ○ C-3 ○ C-4 (表3.3.7)	種類: ○ _____ * 製造所の仕様による 使用量: ○ _____ * 製造所の仕様による
	○ M3D ○ P0D	○ D-1 * D-2 (表3.3.8)	
	○ P0DI ○ M3DI ○ M4DI	○ DI-1 * DI-2 (表3.3.9)	
施工部位	工 法	種 別	保護層
	○ P1E ○ P2E	○ E-1 * E-2 ○ E-1☆ (表3.3.10) (☆は表3.3.10の工程3を行う場合) * 貯水槽、浴槽等の常時 水に接する部位 ○	○ 設ける(図示) ○ 設けない

- (10) 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置(P1BI、P2AI工法の場合) (表3.3.4～3.3.5)
 設置する 設置しない
- (11) 立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去
 * 表3.1.1による 行わない
- (12) 脱気装置の種類及び設置数量
 (M3D、P0D、P0DI、M3DI、M4DI工法の場合)
 * アスファルトルーフィング類の製造所の指定による

- (13) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフトレンドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 (3.3.4)
 * 図示 _____
- (14) 平場の保護コンクリートの厚さ (3.3.5)(表8.1.5)
 7. こて仕上げ
 * 80mm以上 _____
 床面の仕上り平たんさ a種 b種 c種
- イ. 床タイル張り等仕上げ
 * 60mm以上 _____
 保護層等の屋上排水溝 (3.3.5)
- (15) 設けない 設ける(図示)
- ▷ 7. 改質アスファルトシート防水 (1) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.4.2～3)(表3.4.1～3)
- | 施工部位 | 工法 | 種別 | 材質 | 仕上塗材 |
|------|---|--|------|--------|
| | <input type="radio"/> M4AS
(表3.4.1) | <input type="radio"/> AS-T1
<input type="radio"/> AS-T2
<input type="radio"/> AS-J2 | * R種 | * シルバー |
| | <input type="radio"/> M3AS
<input type="radio"/> P0AS
(表3.4.2) | <input type="radio"/> AS-T3
<input type="radio"/> AS-T4
<input type="radio"/> AS-J1
<input type="radio"/> AS-J3 ☆ | ○ N種 | ○ カラー |
| | <input type="radio"/> M3ASI
<input type="radio"/> M4ASI
<input type="radio"/> P0ASI
(表3.4.3) | <input type="radio"/> ASI-T1
<input type="radio"/> ASI-J1 | | |
- ☆AS-J3はP0AS工法の場合のみ
- (2) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.4.1～3)
 7. 種類
 * 改質アスファルトシートの製造所の仕様による

- イ. 使用量
 * 改質アスファルトシートの製造所の仕様による

- (3) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ (3.4.2)
 * 表3.4.1から表3.4.3による

- (4) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ (3.4.2)
 * 表3.4.1から表3.4.3による

- (5) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.4.2)
 7. 材質 * アルミニウム製 _____
 イ. 形状 * L-30×15×2.0mm程度 _____

▷ 8. 合成高分子系
ルーフィング
シート防水

(6) 断熱材 (3.4.2)

種類	厚さ(mm)
* JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡プラスチック断熱材 ○ ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 ・スキン層等の区分) ○ 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 ・スキン層等の区分)	○ 30 ○ 50 ○ 100
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く JIS A 9521の規格に準ずるもの	

(7) M3AS、P0AS、M3ASI、M4ASI、P0ASI工法の脱気装置の種類及び設置数量 (3.4.3)

* 改質アスファルトシートの製造所の指定による

○ _____

(8) M3ASI、M4ASI、P0ASI工法における防湿用シートの設置 (3.4.3)

○ 設ける ○ 設けない

(1) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.5.2~4)(表3.5.1~3)

施工部位	工法	種別	厚さ(mm)	仕上塗材
	○ POS (表3.5.1)	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー
		○ S-F2	* 2.0 ○ 1.5	○ カラー
	○ S4S (表3.5.1)	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー
		○ S-M2	* 2.0 ○ 1.5	○ カラー
	○ POSI (表3.5.2)	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー
		○ SI-F2	* 1.5 ○	○ カラー
○ S4SI (表3.5.2)	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー	
	○ SI-M2	* 1.5 ○	○ カラー	
	○ S3S (表3.5.1)	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー
		○ S-F2	* 2.0 ○ 1.5	○ カラー
	○ S3SI (表3.5.2)	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー
		○ SI-F2	* 1.5 ○	○ カラー
	○ M4S (表3.5.1)	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー
		○ S-M2	* 2.0 ○ 1.5	○ カラー
	○ M4SI (表3.5.2)	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	○ カラー
○ P1S (表3.5.3)	○ S-C1	* 1.0 ○		

(2) 既存防水層(立上り部等)の撤去(POS(機械), POSI(機械), M4S, M4SI, S4S(機械), S4SI(機械)の場合) (3.1.4)

* ルーフィング類の製造所の仕様による ○ 行わない

(3) ルーフィングシート(JIS A 6008)の種類及び厚さ (3.5.2)

* 表3.5.1~表3.5.3による

○ _____

(4) 固定金具の材質、形状及び寸法 (3.5.2)

材質 * 防錆処理した鋼板 * ステンレス鋼板
* 片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの

○ _____

形状及び寸法 * 厚さ0.4mm以上 ○

(5) 絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質 (3.5.2)

* 発泡ポリエチレンシート ○ _____

(6) 脱気装置の種類及び設置数量 (3.5.3)

* ルーフィングシートの製造所の仕様による(POS工法, POSI工法, S4S工法及びS4SI工法)

* ルーフィングシートの製造所の指定による(S3S工法及びS3SI工法)

○ _____

(7) 断熱材の種類及び厚さ (3.5.2)

7. 機械的固定工法 (JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材)

種類	厚さ(mm)
* ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100
* 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____)	
<input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く JIS A 9521の規格に準ずるもの	

1. 接着工法 (JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材)

種類	厚さ(mm)
* ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100
* 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____)	
<input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く JIS A 9521の規格に準ずるもの	
<input type="radio"/> 密度及び熱伝導率がJIS A 9521に準ずるポリエチレンフォーム断熱材	

(8) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.5.1~2)

7. 種類 * 非歩行用仕様 (S-F1及びS-M1) _____

1. 使用量

* ルーフィングシートの製造所の仕様による

(9) SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 (表3.5.2)

* 図示 _____

(10) S-C1の工程4の保護モルタルの塗厚 (表3.5.3)

* 図示 _____ mm

(11) プレキャストコンクリート下地の場合の目地処理(接着工法) (3.5.4)

* 図示 _____

(12) プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1又はSI-F1の場合) (3.5.4)

* 図示 _____

(13) 一般部のルーフィングシートの張付け(機械式固定工法の場合) (3.5.4)

建築基準法に基づく風圧力に対応した工法

* 適用する 適用しない

(14) 立上り部の保護モルタルの塗厚(屋内保護密着工法の場合) (3.5.4)

* 図示 _____ mm

▷ 9. 塗膜防水

(1) ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水の種類及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.1)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	<input type="radio"/> P0X	* X-1 <input type="radio"/> X-2	* 主材料の製造所の仕様による <input type="radio"/>	* シルバー <input type="radio"/> カラー
	<input type="radio"/> L4X	<input type="radio"/> X-1 * X-2		

仕上塗料の種類及び使用量 (表3.6.1)

7. 種類 _____

1. 使用量 * 主材料の製造所の仕様による _____

(2) ウレタンゴム系高強度形塗膜防水の種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.2)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	○ P0X	* X-1H ○ X-2H	* 主材料の製造所の仕様による ○	* シルバー ○ カラー
	○ L4X	○ X-1H * X-2H		

仕上塗料の種類及び使用量 (表3.6.1)

7. 種類

1. 使用量 * 主材料の製造所の仕様による ○ _____

(3) ゴムアスファルト系塗膜防水工法の種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.3)

施工箇所	工法	種別	工程5(保護層の仕様)
	○ P1Y ○ P2Y	* Y-2	○ 保護コンクリート ○ 保護モルタル

(1) 改修工法等 (3.1.4)(表3.1.2)

施工箇所	改修工法
	シーリング充填工法
図示	シーリング再充填工法
	拡幅シーリング再充填工法
	ブリッジ工法

(2) シーリング材の種類及び施工箇所 (3.7.2)

下表以外は、表3.7.1による

種類	施工箇所	シーリング表面の仕上塗装
図示	図示	○ あり ● なし
		○ あり ○ なし

(3) シーリング材の目地寸法 * 図示 (3.7.3)

(4) 接着性試験 (3.7.8)

* 行う (* 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験)
○ 行わない

▶ 10. シーリング

▷ 11. とい

(1) といその他の材種: (3.8.2)(表3.8.1)

○ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 ○ _____

(2) とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 (3.8.2)(表3.8.2)

* 表3.8.2による ○ _____

7. 多雪区域の場合の軒どいの取付間隔(0.5m以下)

○ 適用する ○ 適用しない

(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量 (3.8.2)

* F☆☆☆☆ ○ _____

(4) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 (3.8.3)

* 図示 ○ _____

(5) 鋼管製といの防露巻き (3.8.3)

* 表3.8.4による ○ _____

(6) たてどい受金物の取付け * 図示 ○ _____ (3.8.3)

(7) ルーフドレンの取付け工法 (3.8.3)

* 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填
○ _____

▷ 12. アルミニウム製
 笠木

(1) 部材の種類 (3.9.2)(表3.9.1)

○ 押出250形 ○ 押出300形 ○ 押出350形 ○ その他(図示)

(2) 板材折曲げ形の笠木本体幅及び板厚 (3.9.2)

○ 笠木本体幅 _____ mm 板厚 * 2.0mm ○ _____ mm

(3) 表面処理の種別 (3.9.2)(表5.2.2)

○ AB-1種 ○ AB-2種 ○ AC-1種 ○ AC-2種
○ BA-1種 ○ BA-2種 ○ BB-1種 ○ BB-2種
○ BC-1種 ○ BC-2種 ○ C種

▶ 13. 保証 ▷ 14. 環境配慮	(4) 既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム製笠木の下地補修工法 (3.9.3) * 図示 <input type="radio"/>
	(5) 板材折曲げ形の取付方法: (3.9.3) * 図示 <input type="radio"/>
	(6) 笠木の固定金具の工法等: (3.9.3) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 * 適用する <input type="radio"/> 適用しない <input type="radio"/>
	(1) 防水工事の保証期間は、(* 10年 <input type="radio"/> 年)
	(1) 環境対応低煙低臭型防水工事用アスファルトや改良型無煙がま等の標準仕様書に規定されていない防水材料及び設備を用いる場合は、監督員と協議すること。

第 4 章 外壁改修工事

項 目	特 記 事 項				
▷ 1. ひび割れ部改修	(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.1.4)(4.2.4~4.2.7)				
	ひび割れ幅	工 法	材 料	注入(口)間隔	注入量
	0.2mm以上 1.0mm以下	* 自動式低圧球 [®] 杉樹脂注入工法 ○ 手動式球 [®] 杉樹脂注入工法 ○ 機械式球 [®] 杉樹脂注入工法	* エポキシ樹脂 JIS A 6024	* 200~300 ○	○ 130 ○
	○ 1.0mmを 超える ○	○ シール工法 ○ Uカットシール材充填工法 ○ ダイレクトシール工法(同等品) ○	○ パテ状エポキシ樹脂 ○ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材の種類 * 1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない		
	(2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.3.5~4.3.8)				
	ひび割れ幅	工 法	材 料	注入(口)間隔	注入量
	0.2mm以上 1.0mm以下	* 自動式低圧球 [®] 杉樹脂注入工法 ○ 手動式球 [®] 杉樹脂注入工法 ○ 機械式球 [®] 杉樹脂注入工法	* エポキシ樹脂 JIS A 6024	* 200~300 ○	○ 130 ○
	○ 1.0mmを 超える ○	○ シール工法 ○ Uカットシール材充填工法 ○ ダイレクトシール工法(同等品) ○	○ パテ状エポキシ樹脂 ○ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材の種類 * 1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない		
	(3) タイル張り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.4.2)(4.4.5)(4.4.6)				
ひび割れ幅	工 法	材 料	注入(口)間隔	注入量	
0.2mm以上 1.0mm以下	* 自動式低圧球 [®] 杉樹脂注入工法 ○ 手動式球 [®] 杉樹脂注入工法 ○ 機械式球 [®] 杉樹脂注入工法	* エポキシ樹脂 JIS A 6024	* 200~300 ○	○ 130 ○	
○ 1.0mmを 超える ○	○ シール工法 ○ Uカットシール材充填工法 ○ ダイレクトシール工法(同等品) ○	○ パテ状エポキシ樹脂 ○ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材の種類 * 1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない			

(4) 樹脂注入工法のひび割れ部の注入状況の確認方法 (4.2.5)

- * 行わない
- 行う(コア抜き)
- 抜き取り個数 * 長さ500mごと及びその端数につき1個
- _____
- 補修方法 * 図示 ○ _____

▶ 2. 欠損部改修

(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.1.4)(4.2.8)

工 法	材 料
* 充填工法	○ ポリマーセメントモルタル
○ _____	○ エポキシ樹脂モルタル

(2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.3.5)(4.3.10)

工 法	材 料
○ 充填工法	○ ポリマーセメントモルタル ○ エポキシ樹脂モルタル
○ モルタル塗替え工法	○ 既調合材料 _____ ○ 現場調合材料(4.3.5による) ○ 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処 * 図示 ○ モルタル塗替え工法の既製目地材 ○ 使用する(形状 _____) ○ 使用しない

(3) タイル張り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.4.5)

工 法	張付け材料
● タイル部分張替え工法	● ポリマーセメントモルタル ○ 一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 目地詰め ○ 行う ○ 行わない
○ タイル張替え工法	○ 一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ○ 既調合モルタル

▶ 3. 浮き部改修

(1) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.3.9~16)

	改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (mL/箇所)
		一般部	指定部	一般部	指定部	
○	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂 注入工法	* 16 ○	* 25 ○	—	—	* 25 ○
○	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂 注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	* 25 ○
○	アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	* 50 ○
○	注入口付アンカーピ ンニング部分エポキシ 樹脂注入工法	* 9 ○	* 16 ○	—	—	* 25 ○
○	注入口付アンカーピ ンニング全面エポキシ 樹脂注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	* 25 ○
○	注入口付アンカーピ ンニング全面ポリ マーセメントスラリー 注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	* 50 ○
○	充填工法	* ポリマーセメントモルタル		○ エポキシ樹脂モルタル		
○	モルタル塗替え工法	4.3.10による				

(2) タイル張り仕上げ外壁

(4.1.4)(4.4.7~15)

	改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)		注入量 (mL/箇所)
		一般部	指定部	一般部	指定部	
<input type="radio"/>	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂 注入工法	* 16 <input type="radio"/>	* 25 <input type="radio"/>	—	—	* 25 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂 注入工法	* 13 <input type="radio"/>	* 20 <input type="radio"/>	* 12 <input type="radio"/>	* 20 <input type="radio"/>	* 25 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法	* 13 <input type="radio"/>	* 20 <input type="radio"/>	* 12 <input type="radio"/>	* 20 <input type="radio"/>	* 50 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	注入口付アンカーピ ンニング部分エポキシ 樹脂注入工法	* 9 <input type="radio"/>	* 16 <input type="radio"/>	—	—	* 25 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	注入口付アンカーピ ンニング全面エポキシ 樹脂注入工法	* 9 <input type="radio"/>	* 16 <input type="radio"/>	* 9 <input type="radio"/>	* 16 <input type="radio"/>	* 25 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	注入口付アンカーピ ンニング全面ポリ マーセメントスラリー 注入工法	* 9 <input type="radio"/>	* 16 <input type="radio"/>	* 9 <input type="radio"/>	* 16 <input type="radio"/>	* 50 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	注入口付アンカーピ ンニングエポキシ樹 脂注入タイル固定工 法	<input type="radio"/> (本/枚)	<input type="radio"/> (本/枚)	—	—	* 25 <input type="radio"/>
<input type="radio"/>	タイル部分張替え工法	○ ポリマーセメントモルタル				
<input checked="" type="radio"/>	エバーガードSG-1工法同等	● ダブルロックアンカーダイレクト タイル目地打ち 4穴/m ²				

(3) アンカーピンの材質等

(4.3.5)

* ステンレス鋼(SUS304) 呼び径4mm(丸棒) 全ネジ切り加工

○ _____

(4) 注入口付アンカーピンの材質等

(4.3.5)

* ステンレス鋼(SUS304) 外径6mm程度

○ _____

▶ 4. タイル張り仕上げ外壁

(1) 再生材利用タイルの使用

● 使用する ○ 使用しない

(2) 目地改修工法の種類

(4.1.4)

○ 目地ひび割れ部改修工法 ○ 伸縮調整目地改修工法

(3) タイルの形状、寸法等

(4.4.5)

形状寸法	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	工 法
	施釉	無釉	有	無	標	特	有	無		
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

施工部位図示とする。

(4) 見本焼、試験施工

(4.4.8)

見本焼 ○ 行う * 行わない

試験張り ○ 行う * 行わない

(5) タイル張替え工法における伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置

(4.4.8)

* 表4.4.2による ○ 図示

(6) シーリング材の目地寸法

* 図示

(4.4.8)

(7) 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着力試験

(4.4.8)

* 行わない ○ 行う

- (8) 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理 (4.4.8)
 - * 目荒し工法(4.3.10(3)(ウ)及び(エ)による)
 - _____
- (9) セメントモルタルによるタイル張りの工法 (4.4.8)
 - ア. 外装タイル
 - 密着張り ○ 改良圧着張り
 - イ. ユニットタイル
 - マスク張り ○ モザイクタイル張り
- (10) 有機系接着剤によるタイル張りのシーリング材(JIS A 5758)の種類 (4.4.5)
 - ア. 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
 - * ポリウレタン系シーリング材 ● 図示 _____
 - イ. 伸縮調整目地その他の目地
 - * 変成シリコン系シーリング材 ● 図示 _____
- (11) タイル張り替え工法 (4.4.8)
 - ア. 伸縮調整目地改修工法における伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
 - * 表4.4.2による ○ _____
 - イ. タイルの種類及び工法
 - 外装タイル ○ ユニットタイル

▷ 5. 塗り仕上げ外壁等の改修

- (1) 仕上塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状及び工法 (4.1.5)(4.5.2)(表4.5.1)
- | 施工部位 | 種類 | 呼び名 | 仕上げの形状 | 工法 |
|------|----|-----|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
- (2) 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性等 (4.5.2)
 - ア. 耐候性 * 耐候形3種 ○
 - イ. 溶媒 * 水系 ○ 溶剤系 ○ 弱溶剤系
 - ウ. 樹脂 * アクリル系 ○ シリカ系 ○ _____
 - エ. 外観 * つやあり ○ つやなし ○ メタリック
 - (3) 既存塗膜等の除去、下地調整の工法 (4.5.4)(表4.5.4～4.5.7)
 - 高圧水施工法(50MPa程度の温水による洗浄(はく離剤を使わない。))
 - サンダー工法
 - 水洗い工法
 - * 塗膜はく離剤工法後、高圧水洗(10～15MPa)洗浄
 - (4) 下地調整 * 下地調整塗材 ○ ポリマーセメントモルタル ○ 防水型仕上塗主材(4.5.4)
 - (5) 各工法の処理範囲 * 既存仕上げ面全体 ○ 図示 (4.5.4)

▷ 6. マスチック塗材塗り

- (1) 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法: (4.1.5)(4.6.2)(表4.6.1)
- | 施工部位 | 塗材 | 仕上材塗 | 防火性 | 仕上げの種類 |
|------|-----|------|------|--------|
| | ○ A | ○ あり | ○ あり | |
| | ○ C | ○ なし | ○ なし | |

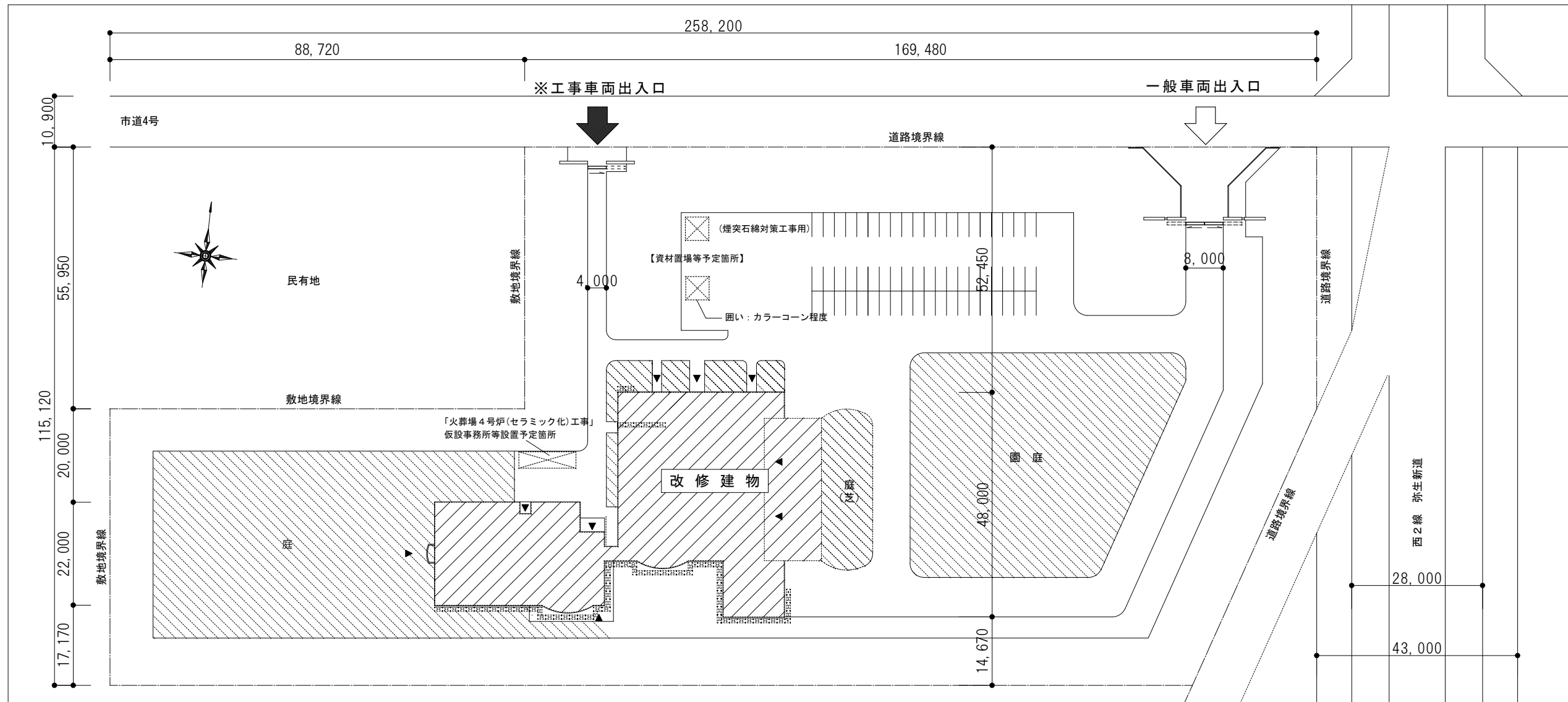
▷ 7. 外壁用塗膜防水材

- (1) 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法: (4.1.5)(4.7.2)(表4.7.1)
- | 施工部位 | 仕上の形状 | 工法 | 下地挙動緩衝材 | 耐候性 |
|------|---------------|------|---------|------|
| | ○ 凹凸状 ○ 凸部処理 | 吹付け | ○ 適用 | ○ 3種 |
| | ○ ゆず肌状 ○ さざ波状 | ローラー | ○ 適用 | ○ 3種 |
- 模様材の種類
 - _____
 - * 外壁用塗膜防水材の製造所の仕様による
 - 外壁用仕上塗材の種類
 - _____
 - * 外壁用塗膜防水材の製造所の仕様による
 - (2) コンクリート面及びモルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処置 (4.7.3)
 - 下地挙動緩衝材を用いる * 下地挙動緩衝材を用いない

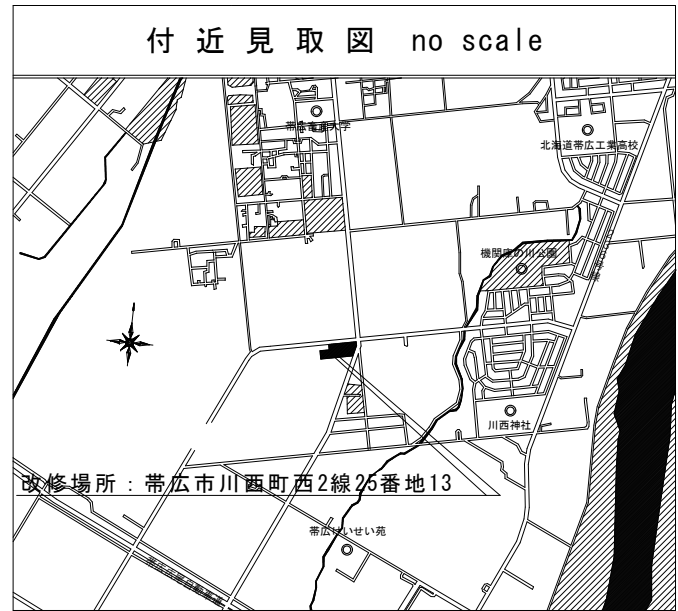
- 第 5 章 建具改修工事
- 第 6 章 内装改修工事
- 第 7 章 塗装改修工事
- 第 8 章 耐震改修工事
- 第 9 章 環境配慮改修工事
- 第10章 屋根工事
- 第11章 その他

火葬場外壁タイル点検補修工事（V期）

目次		特記仕様書
	A-01	付近見取図・工事概要・配置図兼仮設計画図
	A-02	平面図
	A-03	立面図①
	A-04	立面図②



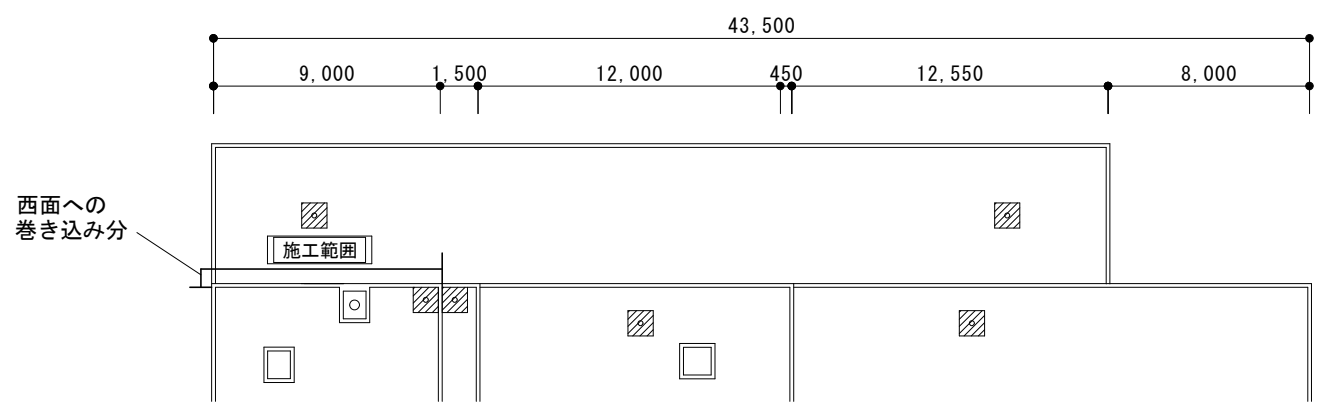
配置図兼仮設計画図 S=1/1000



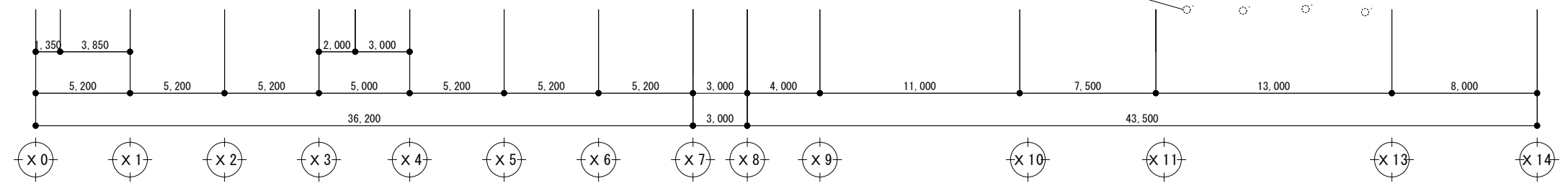
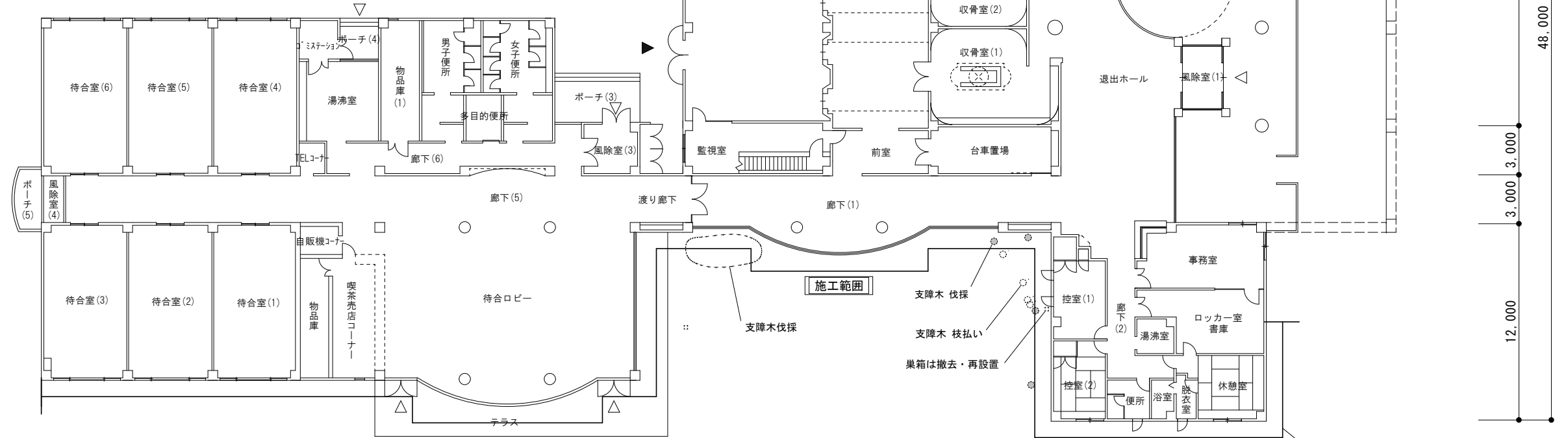
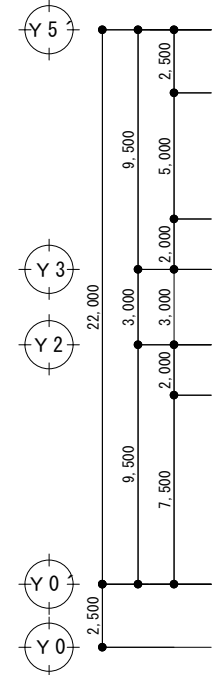
工事概要	
工事名称	火葬場外壁タイル点検補修工事（Ⅴ期）
所在地	帯広市川西町西2線25番地13
主要用途	火葬場
建築構造	鉄筋コンクリート造
階数	2階建て
建築面積	2,453.27㎡
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 外壁タイル剥落防止改修 建具廻り、打継目地シリング打ち替え

凡例等	
	建物出入口を示す
	外部足場を示す。（枠組本足場手すり先行方式 900枠、FL+1800まで金網式養生枠設置）
	芝部分を示す。※現状復旧とする。

※資材置場の詳細範囲は、監督員及び施設管理者と現地協議の上決定すること。
 ※工事車両出入口は、施設管理者等も通行するため注意すること。
 ※外部足場設置時は、建物出入口を塞がないよう計画すること。

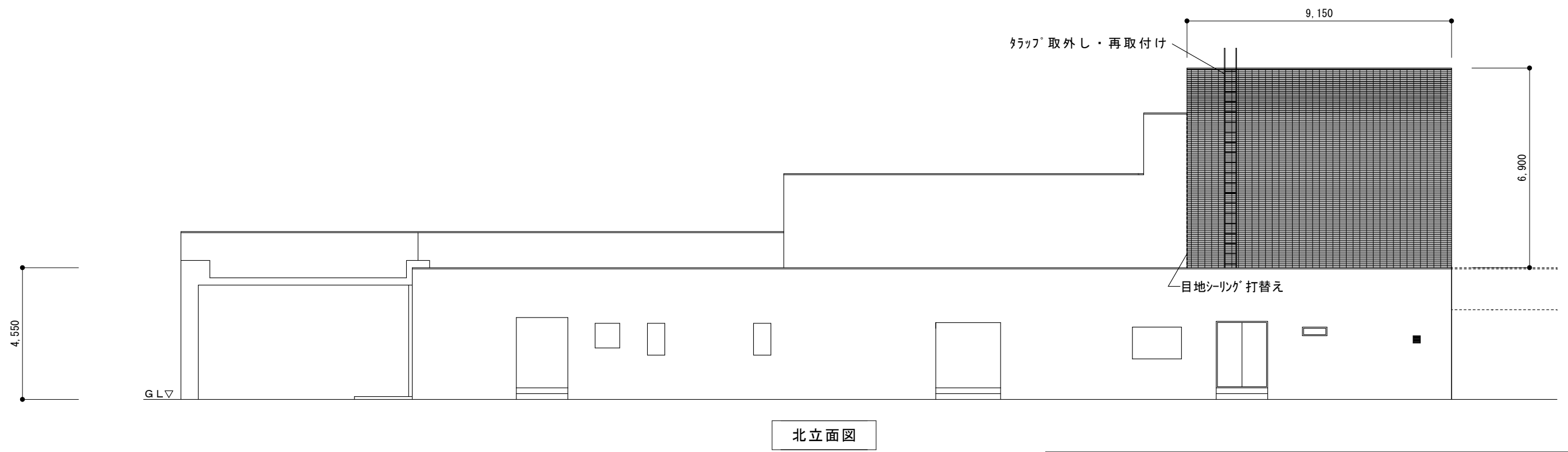
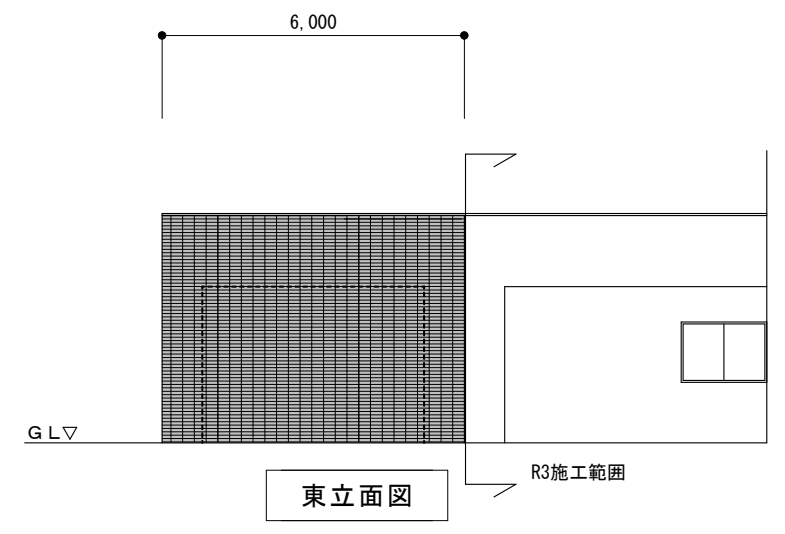
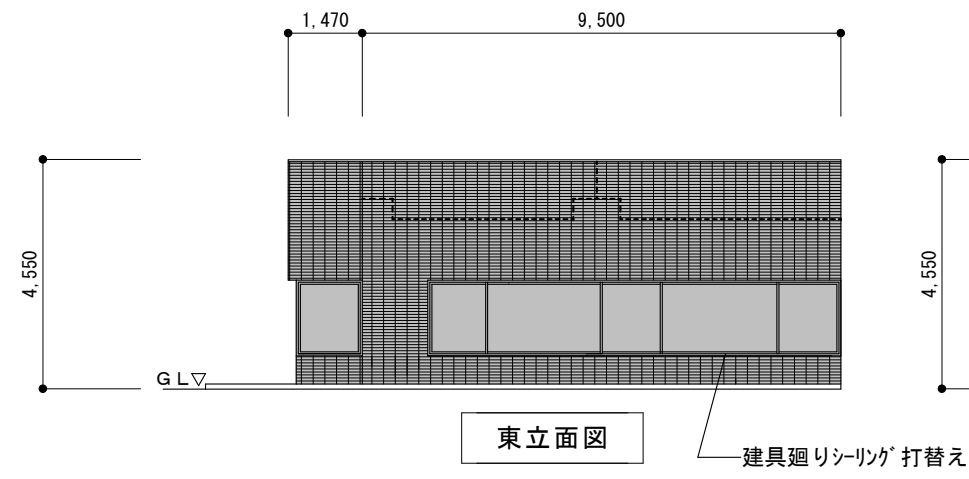
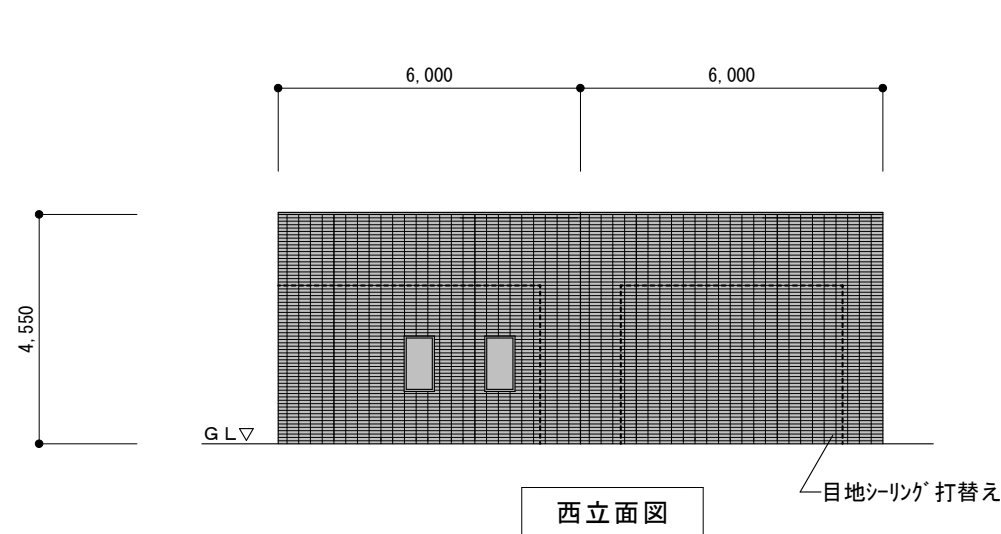


A 屋根伏図 S=1/300

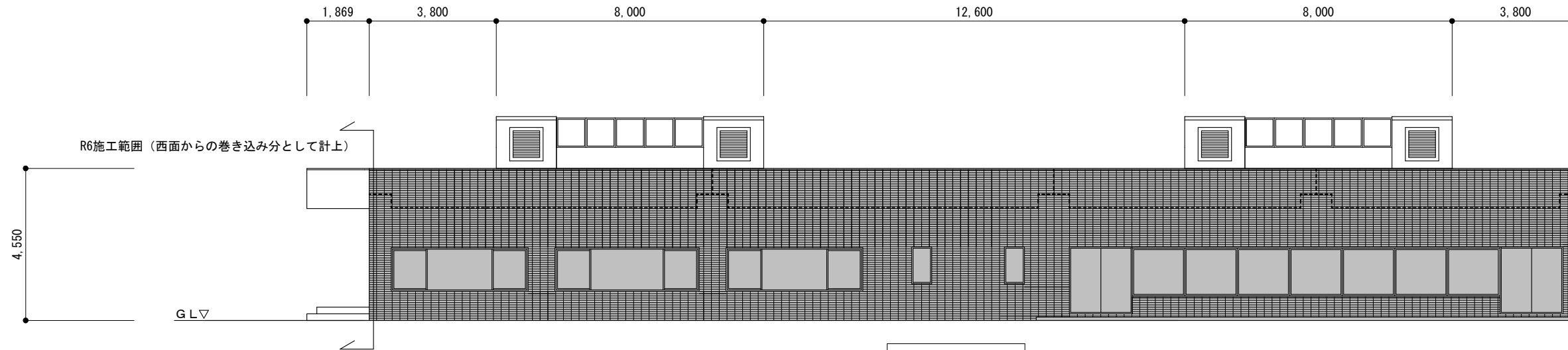


平面図 S=1/300

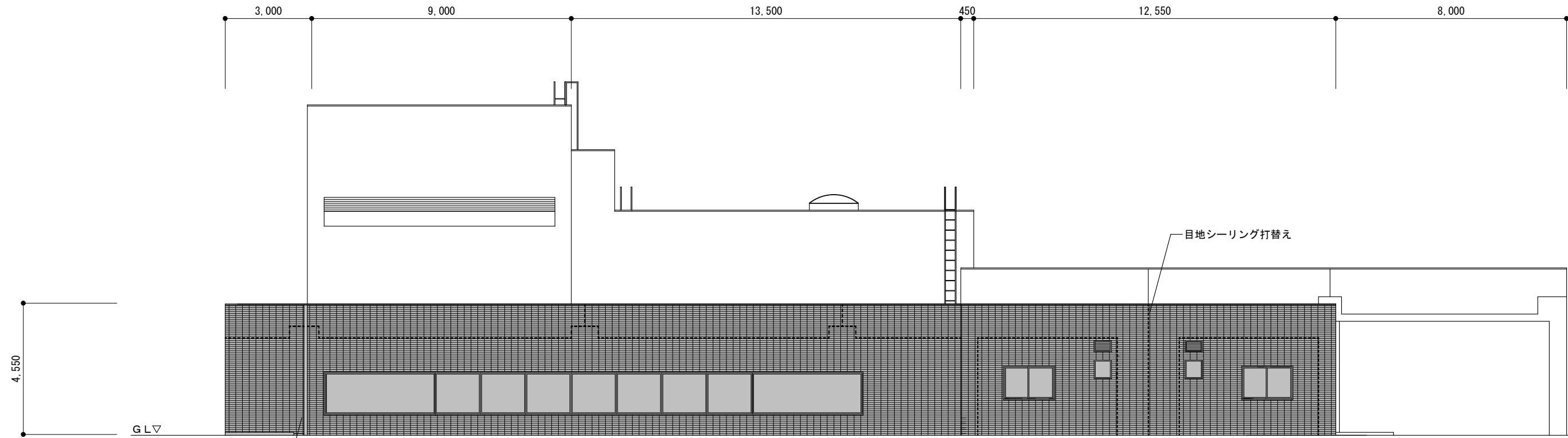
凡例等	
▽	一般利用者、施設管理者建物出入口を示す。
▼	別工事作業員建物出入口を示す。
○	支障木の枝払いを行う木を示す。
◎	支障木の伐採を行う木を示す。



凡例等	
	既存のまま
	<ul style="list-style-type: none"> 外壁タイル調査・剥落防止改修範囲を示す。 既存タイル浮き・劣化部調査を行い、結果について報告書を作成し、補修範囲を監督員と協議を行い決定する。 (ダブルロックアンカー[®] イレト タイル目地部打ち4穴/m² 同等以上)及びタイル張替え工法にて補修を行う。 既存シーリング[®] 打替え後、全面水洗い後タイル剥落防止工法(エパ[®]-ガード[®] SG-1同等)を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 打継目地シーリング[®] 打替えとする。(ハイフレックスAU7同等品 25×10) 改修範囲内の建具はすべてシーリング[®] 打替えとする。(MS-2 10×10)



南立面図①



南立面図②

シーリング撤去後、EXP. J金物取外し
 シーリング打替え (MS-2 10×10)
 ※当該部位は、剥落防止改修後の後打ちとする。

凡例等	
	既存のまま
	<ul style="list-style-type: none"> 外壁タイル調査・剥落防止改修範囲を示す。 既存タイル浮き・劣化部調査を行い、結果について報告書を作成し、補修範囲を監督員と協議を行い決定する。 (ダブルロックアンカータイプ) タイル目地部打ち4穴/m² 同等以上) 及びタイル張替え工法にて補修を行う。 既存シーリング打替え後、全面水洗い後タイル剥落防止工法(エバーガード SG-1同等)を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 打継目地シーリング打替えとする。(ハイフレックスAU7同等品 25×10) 改修範囲内の建具はすべてシーリング打替えとする。(MS-2 10×10)